

宇多津町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、互いに人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向（どの性別を恋愛の対象にするかを表すものをいう。）や性自認（自己の性別についての認識をいう。）のあり方が多数者と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 戸籍上の性別にとらわれずに、互いを人生のパートナーとして、協力し合い、支え合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 パートナーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が町内に住所を有していること。
 - イ 一方が町内に住所を有し、かつ、他の一方が町内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) パートナーシップの宣誓をしようとする者同士が民法第734条に規定する近親者（直系血族又は三親等内の傍系血族）又は民法第735条に規定する直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップにある者が養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、町職員の立会いのもと、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 戸籍抄本又は独身証明書その他これに類する書類（外国人については、独身である事実が確認できる書類とその日本語訳文）
- (3) 町内へ転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項第3号の書類を添えて宣誓した者は、町内へ転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が、本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード（マイナンバーカード）
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類
(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等を理由として通称名（戸籍に記載された氏名に代えて当該氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用している氏名をいう。以下同じ。）を使用している場合で、町長が特に認めるときは、パートナーシップの宣誓における氏名について、当該通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することのできる書類を前条の宣誓を行う時に提示しなければならない。

(証明書等の交付)

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓書の提出があり、パートナーシップの宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓証明書（様式第2号。以下「証明書」という。）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第3号。以下「証明カード」という。）に宣誓書の写しを添付し、宣誓者に交付するもの

とする。

- 2 前条の規定により通称名を使用したときは、戸籍に記載されている氏名（外国人の場合にあつては、これに準ずるもの）を証明書及び証明カードの裏面に記載するものとする。

（証明書等の再交付）

第7条 宣誓者は、証明書又は証明カードを紛失し、毀損し、汚損したときは、町長に対し、パートナーシップ宣誓証明書・証明カード再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）により証明書又は証明カードの再交付を申請することができる。

- 2 町長は、前項の規定による申請があつたときは、証明書又は証明カードを再交付するものとする。

（宣誓書記載事項等の変更）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓内容・記載事項変更届兼交付申請書（様式第5号。以下「記載事項変更届兼交付申請書」という。）を町長に提出し、パートナーシップの宣誓における宣誓の内容又は宣誓書の記載事項を変更しなければならない。

- (1) 宣誓者のいずれかに氏名又は通称名の変更があつたとき。
- (2) 宣誓者の一方又は双方が、町内に転入した、又は町内で転居したとき。

- 2 記載事項変更届兼交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 前項第1号に該当するときは、氏名又は通称名の変更があつた者の戸籍抄本又は日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類
- (2) 前項第2号に該当するときは、転入、又は転居した者の住民票の写し

- 3 町長は、記載事項変更届兼交付申請書の提出があつたとき（第1項第2号に該当する場合を除く。）は、変更後の証明書及び証明カードを交付するものとする。

（証明書等の返還）

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書及び証明カード返還届（様式第6号）に証明書及び証明カードを添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 一方又は双方が町外に転出したとき。ただし、一方が転出する場合においては、転勤又は親族の疾病その他やむを得ない事情による一時的な場合を除く。
- (3) 次条の規定により、宣誓が無効になったとき。
- (4) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

(無効となる宣誓)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

(1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。

(2) 第 3 条各号の規定に反しているとき。この場合において、当該各号の規定に反する事由が発生した時点以降に限って無効とする。

(3) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

2 町長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合には、宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

(周知啓発)

第 11 条 町長は、多様な性自認と性的指向について、町民及び事業者に対し、周知啓発に努めるものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。